

番号	請求日	公開請求の内容 (※ほぼ原文通り)	実施機関 (担当室課)	決定日	決定の 種類	決定の理由等	異議申立日	備考
1	平成22年4月23日	家具什器費が、重要事項説明書のみで判断される文書。	知事 (福祉部地域福祉推進室 社会援護課)	平成22年5月7日	不存在 非公開	本件公開請求にかかる行政文書は、作成又は取得していないため、管理していない。	平成22年6月22日	
2	平成23年7月29日	生活保護規定の中で、義理の親子関係が、賃貸契約を却下処分する点に分かる文書。→住宅扶助を支給しない規定	知事 (福祉部地域福祉推進室 社会援護課)	平成23年8月12日	不存在 非公開	請求の際、公開を求める文書は、一般的な支給要件を記載した規定等でなく、賃貸借契約を義理の親子関係で締結している場合は住宅扶助の支給対象にはならないことなどを具体的かつ明確に記載したものである旨を確認したが、これを踏まえ、各種規定・通知等を調査したが、本件公開請求にかかる規定等については管理していない。	平成23年9月5日	
3		社援第2448号(平成23年11月21日)の第4 2 P3「これらのことから～逸脱しているものである。」の逸脱が分かる規定	知事 (福祉部地域福祉推進室 社会援護課)	平成23年12月15日	不存在 非公開	本件公開請求にかかる行政文書は、作成又は取得していないため、管理していない。	平成23年12月19日	
4	平成23年12月2日	社援第2448号(平成23年11月21日)の第4 2 P3「これらのこと～逸脱しているものである。」の逸脱が分かる規定	知事 (府民文化部府政情報室)	平成23年12月15日	不存在 非公開	請求の趣旨は、「情報公開審査会の庶務を担当する情報公開Gが、社会援護課の弁明書の表現の修正を求めるのが府民サービスであるにもかかわらず、かかる修正作業を求めなかった根拠となる規定に関する文書を求めるものである」と理解した。 かかる理解に基づいて、文書を特定したが、府民文化部府政情報室は、公開決定等に関する不服申立てについて調査審議を行う大阪府情報公開審査会の庶務を担当する部署であることから、請求者の求める規定は存在しないため、管理していない。	平成23年12月19日	○社援第2448号とは、知事(社会援護課)が当審査会に提出した、番号2の異議申立てにかかる弁明書のことである。
5	平成23年12月19日	裁決書(社援第3048、3073、3452、3064)の根拠規定全部。	知事 (福祉部地域福祉推進室 社会援護課)	平成23年12月28日	公開	○公開決定した対象文書 ・生活保護手帳(別冊問答集)1993年版 p108、p128、p148、p232、p270～271 ・平成14年5月7日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長通知	平成24年5月18日	○裁決書(社援第3048、3073、3452、3064)とは生活保護費の支給にかかる審査請求に対し、大阪府知事が審査庁として交付した裁決書のことである。